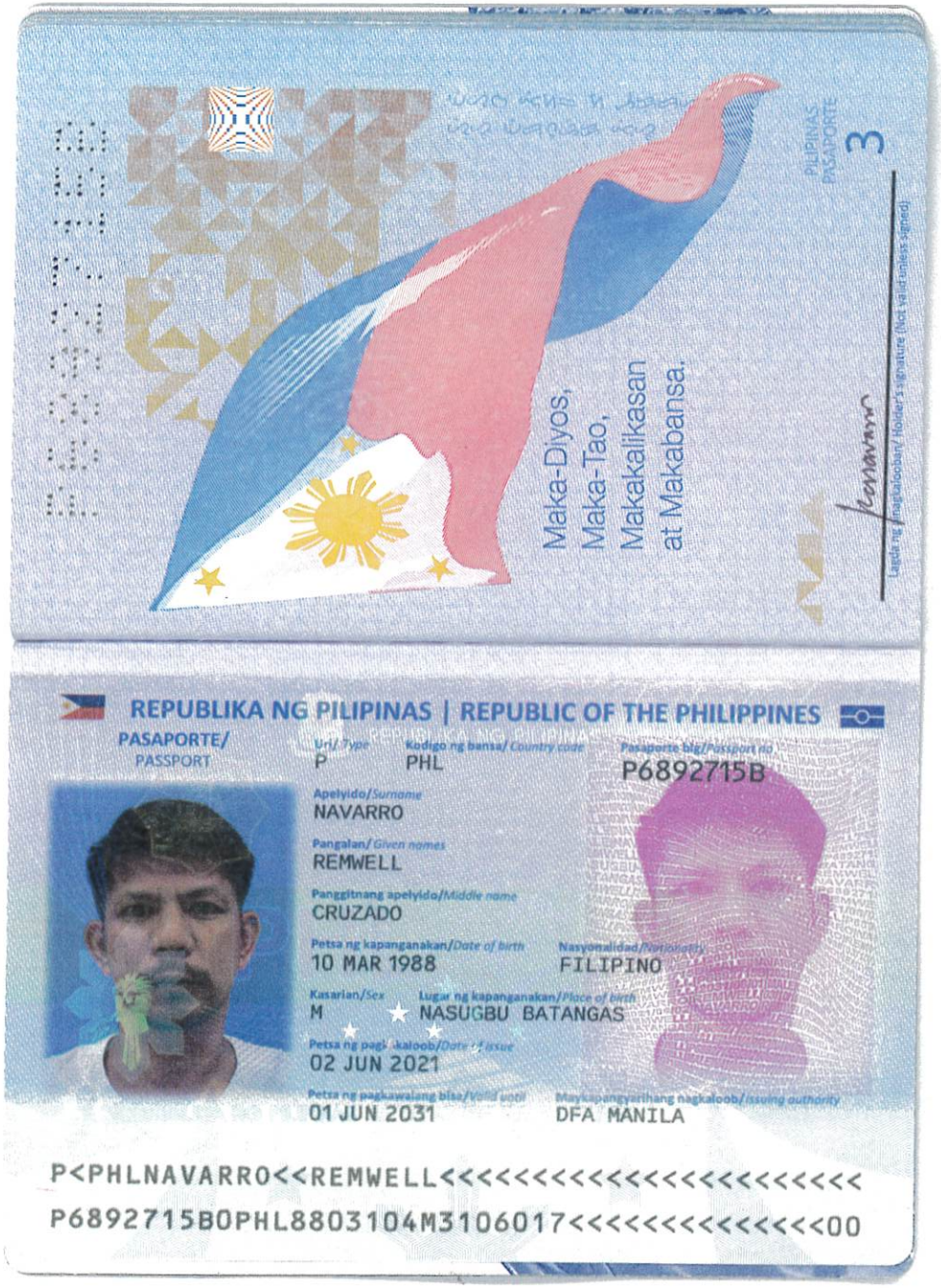

Maka-Diyos,
Maka-Tao,
Makakalikasan
at Makabansa.

REPUBLIKA NG PILIPINAS | REPUBLIC OF THE PHILIPPINES

PASAPORTE/ PASSPORT

Uri/Type: P
Kodigo ng bansa/Country code: PHL
Pasaporte blg/Passport no.: P6892715B

Apelyido/Surname: NAVARRO
Pangalan/Given names: REMWELL
Panggitnang apelyido/Middle name: CRUZADO
Petsa ng kapanganakan/Date of birth: 10 MAR 1988
Nasyonalidad/Nationality: FILIPINO
Kasarian/Sex: M
Lugar ng kapanganakan/Place of birth: NASUGBU BATANGAS
Petsa ng pagkakaloob/Date of issue: 02 JUN 2021
Petsa ng pagkawalang bisa/Valid until: 01 JUN 2031
Maykapangyarihang nagkaloob/Issuing authority: DFA MANILA

P<PHLNAVARRO<<REMWELL<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<
P6892715B0PHL8803104M3106017<<<<<<<<<<<<<<<<00

# 申請受付票

受付年月日 FEB.21.2025 受付番号 東さ E-100206

☑在留期間更新許可申請 □在留資格変更許可申請

氏名 NAVARRO REMWELL CRUZADO

【お知らせ】次の場合は、速やかに御連絡ください。
○ 住居地等連絡先を変更した場合
○ 申請書に記載した事項が、申請時点から変更された場合
（例えば、申請時の勤務先を出頭時には退職している又は申請時には結婚していたが出頭時には離婚している場合）

【申請中の場合の在留期限について】
○ 在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請の処分が在留期間の満了日までに行われないときは、在留期間の満了後も同申請の処分がされる時又は従前の在留期間の満了日から2月を経過する日が終了する時のいずれか早い時までの間、引き続き従前の在留資格をもって本邦に在留することができます。
※ 在留期間が30日以下の人は該当しません。

大事なお知らせ

【マイナンバーカードを持っている方へ】
○ マイナンバーカードは有効期限が切れた時に失効します。再びマイナンバーカードが必要な方は、有料再交付（1,000円）となります。マイナンバーカードの有効期限が経過するまでに、お住まいの市区町村の窓口で手続を行ってください。

マイナンバーカード関係

さいたま FEB. 21. 2025 出張所

東京出入国在留管理局さいたま出張所 TEL048-851-9671
〒338-0002 さいたま市中央区下落合5-12-1